

天塩町民保養センター「てしお温泉夕映・てしお温泉夕映本館・てしお温泉夕映新館」

指定管理料スライド条項運用指針

（目的）

第1条 本指針は、天塩町（以下「町」という。）と指定管理者との間に締結する天塩町民保養センター「てしお温泉夕映・てしお温泉夕映本館・てしお温泉夕映新館」の管理に関する協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、指定期間中における急激な物価高騰、燃料価格の激変及び法令改正に伴う最低賃金の引上げ等、予期せぬ経済情勢の変化が生じた場合における指定管理料の改定手続（以下「スライド」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象経費及び基準指標）

第2条 スライドの協議対象となる経費目的及び判定に用いる客観的指標は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 光熱水費（燃料費、電気料）

1) 対象経費 温泉ボイラー用重油、館内暖房用灯油、館内電気料金

2) 基準指標 日本銀行公表「企業物価指数」

石油情報センター公表「石油製品価格調査」

北海道電力株式会社公表「契約料金単価の推移」

2 労務費（人件費）

1) 対象経費 現場従事者（清掃・受付・調理・設備管理等）の直接人件費

2) 基準指標 北海道告示「北海道地域別最低賃金」

3 業務物品費・仕入費

1) 対象経費 温泉水質管理用薬品（塩素等）、清掃資材、館内備品、飲食部門の主要仕入食材

2) 基準指標 総務省公表「消費者物価指数（CPI）」又は「企業物価指数」

3) ただし、指定管理運営基準 11（2）等に定める指定管理者負担の修繕費及び備品調達（1件あたり50万円（税別）以下）については、スライド協議の対象外とする。）

（協議の発動条件・閾値）

第3条 スライド協議の運用申請は、前条の経費において、次に掲げる発動条件（閾値）を満たした場合に行うことができる。

1 光熱水費スライド 協定締結時（又は直近の改定時）の見込額と比較し、年間光熱水費の変動率が**±10%**を超過した場合。

2 労務費スライド 北海道地域別最低賃金の改定に伴い、協定当初に織り込んだ人件費の上昇率を超えて平均時給相当額を引き上げる変動率が**±1%**を超過した場合。

3 物品費スライド 対象となる業務物品費等の価格変動率が、基準指標等において**±10%**を超過した場合。

(改定額の算式及び負担割合)

第4条 スライド発動時における改定指定管理料（町からの補てん額又は減額調整額）の算出方法は、原則として次の算出によるものとする。

1 光熱水費及び物品費の改定額計算

1) 増減基準額＝実際の変動額－閾値（免責分）金額

町補てん金額（増額分）＝増減基準額×町の負担割合

2) 光熱水費の負担割合：町 80%、指定管理者 20%

3) 物品費の負担割合：町 70%、指定管理者 30%

2 労務費の改定額計算

1) 最低賃金改定に起因する増額分のうち、当初想定時給に対する増額率が閾値を超える場合については、公的な賃金水準の改定による事業者の負担を緩和するため、次の計算式に基づき町が 100%補てんを行う。

2) 町補てん金額＝最低賃金改定対象人員数×（改定後最終賃金時給－（当初想定時給×（100%＋閾値率））×年間労働時間

※ただし、改定後最終賃金時給が「当初想定時給×（100%＋閾値率）」を下回る場合は、補てんを行わない（補てん額＝0円）

(手続及び審査ルール)

第5条 指定管理料の改定手続及び審査ルールは次のとおりとする。

1 申請手続

指定管理者は、スライド協議を希望する場合、変動の根拠となる公的指標、請求書・領収書の写し、直近の収支状況及び「指定管理料改定申請書」を町長に提出しなければならない。

2 経営努力の審査

町は、指定管理者から申請があった場合、単なる赤字補てんとならないよう、省エネ努力や業務効率化措置が講じられているかを審査する。経営努力が著しく不足していると認められる場合は、補てん額を減額することができる。

3 双方向性の適用

燃料価格や物価が著しく下落（閾値を超えて低下）した場合は、町から指定管理者に対し、指定管理料の減額協議を申し出ることができるものとする。

4 議会への報告等

スライド適用により指定管理料を増額改定する場合は、補正予算の計上等。必要な行政手続き及び町議会への報告・上程を行うものとする。

(その他)

第6条 本指針に定めのない事項又は本指針により難い特別の事情が生じた場合は、町と指定管理者は誠意をもって協議の上、定めるものとする。